

# 山梨県公報

第二千八百八号

平成三十年

七月十九日

木曜日

## 目次

告示	三三七
公告	三七八

○保安林の指定の予定(四件)……………	三三七
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	三三八
○落札者の決定について……………	三三八
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………	三八九
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………	三八九
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………	三九〇
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………	三九〇
○山梨県農村地域工業等導入基本計画の変更……………	三九〇
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………	三九一
○開発行為に関する工事の完了について……………	三九一
○落札者の決定について……………	三九一
○平成三十年六月二十八日付第二千八百三号中……………	三九一

## 告示

### 山梨県告示第二百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡早川町早川字かすみ一九五二、一九五二の内一、一九五二の内二、字古次古一九二三の内七
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字かすみ一九五二・一九五二の内一・一九五二の内二・字古次古一九二三の内七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町横根中字横根二二七八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字横根沢二二七八(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。  
平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町福原字細野九三二、九三三、九三四、字矢代取九三五、字柳平六七八、六九五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柳平六七八・六九五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二千二百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町小室字大藪四一七六の六
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大藪四一七六の六(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人多摩源流こすげ
  - 2 代表者の氏名 古菅正直
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村千九百十一番地
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、多摩川源流である小菅村の資源の特性や魅力に着目し、下流域と源流地域との人的・資金的な連携を一層強固にするために必要な事業を行い、元気で希望のある源流の郷小菅村の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年七月十二日から同年八月十二日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る借入物品等
  - (一) 名称 インターネット関連機器
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年六月四日
- 四 落札者
  - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
  - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
  - 五 落札金額 三千三十一万四千七百三十六円
  - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年四月二十三日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年七月十九日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
市川三郷町山保字下左ス五七八〇の一、五七八〇の二	渡邊清正
市川三郷町山保字中河原六九九一の一	小林啓造

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月十一日山梨県告示第七十号  
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年七月十九日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町本郷字観音一〇三九〇	遠藤茂
南巨摩郡南部町本郷字沢奥一〇三九三の一	市川秀夫
南巨摩郡南部町福十字竹沢東山二六一六六	佐野亘章

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第千二百三十九号  
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号  
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森宮ノ前七番地一  
 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号	変更後	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十 外六者	変更後	株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条町大字吉行東一丁目四番十四号 外六者
-----	--	-----	---

3 変更の年月日 平成三十年一月一日外

三 届出年月日 平成三十年七月三日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十一月十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号  
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ石和店 山梨県笛吹市石和町市部字北河原八百二十二番地三十四外  
 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号	変更後	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成三十年一月一日

三 届出年月日 平成三十年七月三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十一月十九日まで

● 山梨県農村地域工業等導入基本計画の変更

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下

「法」という。) 第四条第六項の規定により、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十八号) 附則第二条の規定により法第四条第一項の基本計画とみなされた山梨県農村地域工業等導入基本計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 変更後の山梨県農村地域への産業の導入に関する基本計画
- 二 縦覧場所 山梨県農政部長村振興課及び各農務事務所

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年三月十四日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 都留市井倉字美通及び字馬場の各一部
- 四 事務所所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十三年九月一日
- 六 変更認可の年月日 平成三十年七月九日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 大月市七保町下和田字西梨木戸千百三十九番九及び千百三十九番十並びに字東梨木戸千百八十九番八の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大月市猿橋町小沢千四百三十五番地 山陽精工株式会社 代表取締役 白川寿一

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成され

た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年七月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る物品
  - (一) 名称 情報処理実習装置
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県出納局管理課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年六月七日
- 四 落札者
  - (一) 名称 リコージャパン株式会社
  - (二) 住所 東京都大田区中馬込一丁目三番六号
- 五 落札金額 四千五百二十五万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年四月二十六日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
三四六	下	十三	取得している	取得し、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの使用を認められている

○ 平成三十年六月二十八日(第二千八百三三号) 山梨県公告(一般競争入札について)

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番